

# 弁護実務修習指導のしおり

日本弁護士連合会

## はじめに

日弁連司法修習委員会は、司法修習生を指導するうえで指導担当弁護士と各弁護士会の司法修習委員会が共通の視点に立ち、修習期間中にできるだけ効果的な弁護実務修習ができるようにとの考えから、平成5年に「弁護実務修習指導のしおり」を作成しました。その後の法曹養成制度改革に伴い、この「しおり」は改訂が重ねられ、今日に至っています。

これまでと同様、この「しおり」が全国に浸透すると同時に各会でも補完されて、より一層充実した修習が実現されることを念願しています。

平成29年12月  
日本弁護士連合会  
司法修習委員会

## 目 次

<b>I 司法修習委員会の運営にあたり留意すべき事項</b>	
1. 司法修習生の受託	1
2. 指導担当弁護士の選任	1
3. 個別修習と合同修習	2
4. 修習生からの各種届出及び申請の取扱	2
5. 成績評価	3
6. 日弁連との連携（情報の共有）	3
7. 修習生研修委託費等について	5
<b>II 実務修習指導にあたり留意すべき事項</b>	
1. 設備・実務時間	6
2. 休日	6
3. 自由研究日等	6
4. 欠席	7
5. 守秘義務	7
6. 身分の明示	8
7. 遠方への出張交通費	8
8. 遠隔地への旅行	8
9. 飲食等	9
10. 大規模災害時における対応	9
<b>III 弁護実務修習の指導内容</b>	
1. 分野別実務修習	10
2. 選択型実務修習	12
3. 実務修習結果簿	12
4. 成績評価資料の提出	12
5. 修習生の個人データの管理について	13

## 資料

### [ 関係法規通達等 ]

第1 裁判所法（抜粋）	17
第2 司法修習生に関する規則	20
第3 司法修習生の規律等について	24
1 通知	24
2 司法修習生の規律等について	25
(1) 別紙様式 宣誓書	31
3 司法修習生の規律等についての趣旨等について	32
(1) 「司法修習生の規律等について」の趣旨等について	33
(2) 外国旅行申請チェックシート	38
第4 自由研究日の運用	39
1 自由研究日等の運用基準	39
2 自由研究日の運用について（運用にあたっての参考事項）	39
第5 司法修習生の欠席承認に関する運用基準について	41
1 通知	41
2 司法修習生の欠席承認に関する運用基準	42
第6 司法修習生指導要綱	46
1 司法修習生指導要綱（甲）	47
2 分野別実務修習における各分野の指導準則	53
第7 選択型実務修習の運用ガイドライン	57
1 選択型実務修習の運用ガイドライン	57
2 選択型実務修習の運用ガイドラインに関するQ&A	65
3 平成19年6月22日付け司法研修所長通知	104
4 Q19改訂部分	105
5 平成22年10月1日付け事務局長書簡	107
6 選択型実務修習の現状と課題について（平成22年9月27日付け司法修習委員会委員長談話）	109
7 平成23年1月19日付け司法研修所長書簡（自発的な取り組みを促す具体的な方策等の検討）	111

8	同日付司法研修所長書簡（個別修習プログラムの実施状況等報告）	114
第8	司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ対策について	118
1	依頼	118
2	別紙1 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティに関するルール	120
3	別紙2 弁護修習関連の情報の取扱い及びパソコンのウイルス対策について	134
第9	司法修習生の実務修習結果の報告について	135
1	通知	135
2	別紙 実務修習における成績評価の観点について	137
3	別紙様式 実務修習結果報告書	140
第10	実務修習結果簿の取扱いについて	141
1	通知	141
2	司法修習生の「弁護修習結果簿」記入に関するお願い	142
第11	司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について	144
第12	日本弁護士連合会会則（抜粋）	149
第13	日本弁護士連合会司法修習委員会規則	151
第14	弁護実務修習ガイドライン	152
第15	弁護実務修習に対して望むこと	157
1	弁護実務修習に対して望むこと 民事弁護教官室	157
2	弁護実務修習に対して望むこと 刑事弁護教官室	162

## I 司法修習委員会の運営にあたり留意すべき事項

### 1. 司法修習生の受託

弁護実務修習は、司法研修所長が弁護士会（以下「各会」ともいう。）に、司法修習生（以下「修習生」という。）の修習を委託することによって行われます（司法修習生に関する規則第7条1項）。すなわち、委託を受けるのは各会であって、日弁連ではありません。日弁連は、司法研修所長から通知を受けて（同規則第7条3項）、各会の修習指導の実施に必要な指導監督を行い（日弁連会則第83条）、日弁連司法修習委員会は、弁護士会における修習生の配属、指導及び監督並びに指導担当弁護士の選定及び経費の収支等に関する事務の審議調査することを任務としています（同会則第76条）。

そのような意味で、実務修習における各会の責任は重大ですから、各会は、主体的かつ意欲的に修習生の指導に取り組むようお願いします。

なお、今後、「日弁連会則」については、「会則」、「司法修習生に関する規則」については、「規則」、「司法修習生の規律等について」（平成29年11月1日付）は、「規律」と略称します。

### 2. 指導担当弁護士の選任

指導担当弁護士は、各会で適任者を選んでいただくこととなります。日弁連としては統一的な選任の基準を設けませんが、「弁護士として、必要な人格識見の醸成及び実務の修習」（同会則第84条）をさせるにふさわしい方を選任していただくようお願いいたします。

各会の選任の基準をみると、各会それぞれの工夫がなされています。多くの会では、経験年数、年齢等に制限を設けているほか、著しく専門分野に偏っていないこと、自宅と事務所が別であること、修習生専用の机があることなどを条件としているところもあります。

なお、実際の運用を見ますと、これらの基準は必ずしも絶対的なものではなく、各会の実情等に合わせて、柔軟な取扱がなされているといえます。

次に、司法修習委員と指導担当弁護士の兼務を認めるか否かについては、各会においてその取扱が分かれており、指導担当弁護士の員数確保の関係もありますので、日弁連としては、特に統一的な指針は設けていません。

さらに、修習生の指導担当弁護士への配属にあたり、修習生の希望を聴くかどうかは各会で区々のようですが、効率のよい、また充実した実務修習に向けて、ある程度は修習生の個別の事情を考慮した方がよい場合があるように思います。例えば、交通の便とか喫煙習慣など、些細なことのようなのですが、配属にあたり考慮しなければならない問題であると思います。

また、身体に障がいのある修習生の場合、事務所の建物の構造や介助スタッフの有無など細かい配慮が必要になる場合もあります。

### 3. 個別修習と合同修習

司法修習生指導要綱（甲）によりますと、弁護実務修習は、主として、弁護士会が選任した個別指導担当弁護士の指導によることとなっていますが、修習内容の質的及び量的な調整を図るために、各弁護士会の司法修習委員会は、合同修習を行っていました。新司法修習になってからは、弁護実務修習期間が、2か月となりましたので、従来行われてきた合同講義、模擬裁判などについては、選択型実務修習に移行し実施している弁護士会が多く見られます。他方、均質性を確保する等の目的から、積極的に合同修習を行っている弁護士会もあります。

なお、司法研修所において、68期から実施されている導入修習では、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護とも、一定の起案、演習、講義・講評が行われるとともに、民事裁判・民事弁護及び刑事裁判・検察・刑事弁護の各コラボレーション演習・講評等も実施されています。合同修習を行われるに際しては、導入修習が実施されることを踏まえた上で、その回数・内容等を御検討ください。

### 4. 修習生からの各種届出及び申請の取扱

修習生は、弁護実務修習（選択型実務修習を含む。）にあたり、弁護士会会長に種々の届出や申請書を提出することになりますが、各会の会長は、司法修習生に関する規則及び規律、並びに、日本弁護士連合会会則に従い、次のように処理してください。

- 1) 弁護実務修習中の氏名または住所の変更の届出は、弁護士会会長を経て司法研修所長に提出する（規律第4，1～3）。
- 2) 弁護実務修習中の欠席は、あらかじめ弁護士会会長の承認を受けなければならない（規律第5，2）。
- 3) 弁護士会会長は、前項に関する欠席の承認願が提出されたとき、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知する（規律第5，6）。
- 4) 弁護実務修習中、修習生が5日以上引き続き欠席したときは、弁護士会会長に対し、医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない（規律第5，9）。弁護士会会長は、同上書面の提出があったとき、遅滞なくその旨を司法研修所長に対し報告する（規律第5，10）。

- 5) 弁護士会会長は、弁護実務修習の終了後、各修習生の欠席承認結果を司法研修所長に報告する。この場合において、弁護士会会長は、地方裁判所長に対し、その写しを送付するものとする（規律第5、12）。
- 6) 弁護実務修習中の兼職等の許可申請は、弁護士会会長を経て司法研修所長に提出する（規律第7、1）。
- 7) 弁護士会会長は、弁護実務修習中の修習生に司法修習生に関する規則第17条第1項各号のいずれか又は同条第2項の事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない（司法修習生に関する規則第19条第2項）。
- 8) 弁護士会は、弁護実務修習中の修習生に罷免、修習の停止又は戒告の事由があると認めるときは、直ちに、当会に通知しなければならない（日本弁護士連合会会則第85条第1項）。

## 5. 成績評価

弁護士会会長は、弁護実務修習及び選択型実務修習がそれぞれ終了した際、修習事項の概要、成績、行状その他参考となる事項を、司法研修所長に報告しなければなりません（規則第10条）。この評価の方法、基準等については、「司法修習生指導要綱（甲）」第1章第4、「司法修習生の実務修習結果の報告について（通知）」とその別紙「実務修習における成績評価の観点について」1及び2（4）、「選択型実務修習の運用ガイドライン」第6の2を参照のうえ、分野別弁護実務修習及び選択型実務修習の各終了後、すみやかに報告書を作成して、司法研修所長に報告してください。その評価に際し、客観性と継続性を保つため、成績評価委員会を構成している弁護士会もあります。

なお、修習生の修習終了の可否は、司法修習生考試委員会が、考試の成績と司法研修所の成績（配属庁会における実務修習の成績と司法研修所における集合修習の成績）を総合して決定します（規則第16条）。ただ、考試の実施及び修習終了の可否の決定は、司法修習生考試委員会の所管であって、司法研修所も弁護士会等の配属庁会も関与しません。しかし、弁護士会における実務修習の成績は、修習生の修習終了の可否判定の資料として用いられるほか、弁護修習の成績を各教科の教官が閲覧し、司法研修所における集合修習の際に各修習生の個別指導の資料として有効に活用していますので、重要な意味を持っています。

## 6. 日弁連との連携（情報の共有）

、 弁護実務修習の指導にあたる各会は、地域の特性を生かしつつ修習内容の均質

化の要請に応じるため、他の弁護士会における実務修習の実情を知っていることが望ましいことはいうまでもありません。日弁連司法修習委員会は、そのための情報交換の場になりますし、以下の各種協議会もそのために利用することができます。

1) 日弁連司法修習委員会

日弁連司法修習委員会は、年間5～6回開かれています。年間を通じ、弁護実務修習についての具体的な検討と問題点の協議が行われています。

なお、日弁連司法修習委員会は、委員の出席が不可能なときは、その委員が属する弁護士会の別の会員が代理して出席することができますので、各会から誰かが必ず出席して情報の交換と協議に加わってください。

2) 各種の協議会

実務修習に関し、毎年定期的に行われている協議会は、現在次の3つです。これらの各協議会は、いずれも修習に関する重要な事項を協議する場であり、また情報交換の場でもあって、修習の成果に大きな影響をもつものです。したがって各会は、事前に問題点を整理し、可能な限り協議事項を提出するなど積極的にこれらの協議会を利用してください。

① 司法修習生指導担当者協議会（指担協）

司法研修所主催の協議会で、毎年1回6～7月ころに、裁判所、検察庁、弁護士会の各指導担当者を司法研修所に集めて開催され、修習全般にわたって協議しています（司法修習生指導要綱（甲）第1章第5）。

② 地域別弁護修習連絡協議会（地弁協）

日弁連と司法研修所共催の協議会で、毎年1回9月下旬から10月上旬に日弁連で開催され、弁護実務修習（選択型実務修習を含む。）の問題点について協議しています。なお、例年、この協議会に引き続き、司法研修所弁護教官の同席を得て、全国各地の弁護士会で修習した修習生と日弁連司法修習委員との座談会を行うのが通例になっています。

③ 司法研修所弁護教官と修習生指導担当者との弁護実務修習指導に関する連絡協議会（弁修協）

日弁連主催の協議会で、毎年1回1月上旬に、日弁連で開催されています。

3) 司法修習生指導連絡委員会

修習生が配属される裁判所、検察庁、弁護士会の主催で、配属地ごとに開かれています。開催の回数は各地によって区々のようなようですが、協議の内容は、指導に関する相互間の有機的連絡、修習の内容、修習に関する費用の使用方法等に関することです（司法修習生指導要綱（甲）第1章第6）。

## 7. 修習生研修委託費等について

弁護実務修習に要する費用は、司法研修所から支払われる修習生研修委託費等で賄うことになっていますが、現実にはどの弁護士会も、この委託費等では費用を賄いきれず、大幅に不足しております。日弁連では、今後も引き続き委託費の増額を要求していく所存です。そこで、各会におかれては、実務修習に関する経費の会計処理について、資料代、会議費、講師料及び交通費などの明細を明示して区別するなど一見して明確になるよう整理し、翌年度の始めに、日弁連に概要を報告するようお願いいたします。

なお、日弁連は、配属修習生数が一定数以下の弁護士会・立川支部に対し若干ですが、補助金を交付しています。また、弁護士会が実施する支部修習に要する交通費等の弁護士会負担費用についても、援助することになっております。

## II 実務修習指導にあたり留意すべき事項

### 1. 設備・実務時間

#### 1) 事務所の設備

修習生に対し、修習用の机を配置してください。スペースの関係で指導担当弁護士の傍に置けなければ、事務職員と並んでも結構です。

机以外の諸設備（書籍，OA機器，USBメモリー等）は、修習に必要な範囲内で、事務所備付けのものを使用できるよう御配慮ください。

#### 2) 執務時間

執務時間は、原則として指導担当弁護士の事務所に合わせてください。

指導担当弁護士は、時間にとらわれず夜遅くまで、あるいは土曜、日曜にも執務されることがあるかと思いますが、このような場合、修習生がそれに合わせて、一緒に残業や休日出勤をするかどうかは、本人が自由に決められるよう取り計らってください。日弁連司法修習委員会としては、弁護士の業務の実際を見てもらうという意味で、指導担当弁護士さえ差し支えなければ、弁護士と一緒に行動をとることを希望しますが、執務時間以外の修習を強制することは控えてください。なお、67期から兼業許可が緩和されました。修習内容の重要性に鑑み、執務時間以外に特に行わせるべき修習がある場合（例えば、夜間の接見等）は、事前に、執務時間以外に行わせるべき修習があること、及び、その日時を修習生に伝え、兼業日時をあらかじめ調整させるなどして、なるべく修習できるよう努めてくださるよう希望しますが、強制することは控えてください。

### 2. 休日

修習生の休日は、（1）日曜日及び土曜日、（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、（3）12月29日から翌年の1月3日までです。

### 3. 自由研究日等

#### 1) 自由研究日

「自由研究日」とは、「司法研修所長又は配属庁会の長が、休日等以外の日について、修習生が出席及び具体的な修習課題を行うことを要しないものとして定めた日」をいいます（規律第1，5）。自由研究日は修習生の自主性を尊重して定められたもので、自らの自覚と責任において修習の実を上げるために使うべきで日であり、休暇ではありません。病気、旅行等により終日住所又は

居所に不在となる場合等、現に修習し得ない事情があるときは、欠席として扱われます。自由研究日の日数は、配属庁会間で協議のうえ、分野別及び選択型実務修習期間中に7日間（土曜日、日曜日を除く）を限度として、その日程を定めることになっています。

## 2) 自宅起案日

「自宅起案日」とは、「指導担当者等が具体的な修習課題等を与え、修習生が当該日にその課題等を行うことを前提として、修習生が出席を要しないものとされる日」をいいます（規律第1，6）。修習指導担当者は、やむを得ない事情により自宅起案日を与えることができます。

## 4. 欠席

修習生は、病気その他の正当な理由により欠席しようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあつては、当該配属庁会の長）の承認を受けなければならないことになっています。また、病気、災害その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を得ることができずに欠席した場合には、速やかに、その理由を添えて欠席の承認を受けなければなりません。

特に、5日以上引き続き欠席したときは、医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければなりませんので御注意ください（規律第5，9）。

## 5. 守秘義務

- 1) 修習生が修習の過程で知り得た事件や相談の秘密を、絶対に外部にもらすことがないよう厳重に注意してください（規則第3条）。例えば、友人の修習生と話す際に事件関係者の名前を出したり、事件記録を見せたりすることなどないように指導してください。また、協力弁護士、里親弁護士などに対しても守秘義務があることを指導してください。
- 2) 他の庁会で扱った事件であることに気がついたら直ちにその旨申し出るように指導し、修習生にその事件への関与を避けさせるなどの配慮が必要です。実務修習において知り得た事件の秘密を、担当裁判官や担当検察官あるいは指導担当弁護士に話すことがないよう十分注意しておいてください。
- 3) 事件記録等を含む個人情報（書面・電子データ）の利用についても、個人情報保護の観点から十分に配慮する必要があることを指導してください。平成28年8月から「修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」（資料第8）が定められました。



修習生が電子データを取り扱う際には、同ルールを順守するよう徹底させてください。

## 6. 身分の明示

修習生が弁護士と共に行動する場合、必要に応じ依頼者その他関係者に修習生である旨を明らかにしてください。

## 7. 遠方への出張交通費

修習の関係により、出張等で修習生の交通費が必要なときは、旅費の支給が受けられることがあります。事前に、修習生から所定の「出張計画書」等を各会の司法修習委員会を通じて地方裁判所へ提出するようにしてください。

## 8. 遠隔地への旅行

### 1) 国内の移動

国内の移動の場合は、移動の距離および宿泊の要否に拘わらず、承認、届出などの手続は不要です。ただし、以下の点に御留意ください。

① 修習生は、分野別弁護実務修習開始時および選択型実務修習開始時に弁護士会会長に対し緊急連絡先を届け出なければならず、また緊急連絡先に変更が生じたときはその旨を届け出なければならないこととなっています（規律第4、5及び6）。国内の移動はこれら緊急連絡先の届出が遺漏なくなされていることが前提となります。

② 国内の移動期間が欠席とみなされる場合があります。この場合には別途欠席について弁護士会会長の承認を受ける必要があります。自由研究日および自宅起案日であっても旅行等により終日住所又は居所に不在となるなど現に修習し得ない事情があるときは、欠席として取り扱われます（規律第5、8）。

### 2) 外国旅行

修習生が外国へ旅行する場合には、司法研修所長（旅行期間が配属庁会における実務修習中に当たるときは、当該配属庁会の長）に対し、当該旅行の出発日の3週間前までに申請をし、その承認を受けることが必要です（規律第6）。指導担当弁護士は、修習生の外国旅行について、外国旅行の承認基準のみならず欠席承認との関係も考慮して慎重に扱ってくださるようお願いいたします。特に、事務所旅行については、修習生間の不公平感、就職勧誘と誤解されるおそれ、事故の場合の責任問題などの理由から、十分に御注意ください。

## 9. 飲食等

指導担当弁護士の良識の範囲内で処理してください。飲食その他の待遇が過度にわたることは、修習生のためになりません。食事代は原則として修習生に自前で払わせ、節度をもった待遇をお願いします。なお、当然のことではありますが、事件の処理に関与した修習生に対し、報酬、日当など金員を支払うことは厳に慎んでください。

## 10. 大規模災害時における対応

### 1) 連絡体制

司法研修所では、震度6弱以上の地震が起きた場合、修習生はクラス担当の裁判教官（連絡がつかない場合には検察教官→弁護教官の順）に連絡を取ることになっています。弁護修習中に大規模災害が起きた場合、適宜の方法により修習生の安全を確認すると共に上記の連絡がなされているか修習生に確認してください。

### 2) 災害に対する補償

修習生の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、国家公務員災害補償法の要件を備えるときは、同法の規定に従って補償される扱いです。同法の適用にあたって、「公務上」または「通勤による」災害と認められるか否かの判断は、最高裁判所の審査によるので、ケースバイケースということになると思われます。

### Ⅲ 弁護実務修習の指導内容

#### 1. 分野別実務修習

##### 1) 弁護実務修習ガイドライン

弁護実務修習の中核は個別修習にあります。「弁護実務修習ガイドライン」(資料第14)、及び「弁護実務修習に望むこと」(資料第15)に沿って、可能な限り「生きた事件」「具体的事件」を素材とし、弁護士の立場で修習することを通じて、民事及び刑事弁護の全般にわたり弁護士として必要な基本的知識と技法を体得させるとともに、弁護士の使命、職責及び職務について理解させてください。事案の内容から修習生の関与を避ける場合もあるかと思いますが、短期間で実りある実務修習をさせる見地から関与の有無・程度をご検討ください。

以下は、弁護実務修習ガイドラインの抜粋・要約です。

##### ① 事実調査と証拠収集

法律相談、事情聴取、接見に立ち合わせる際に、聴取すべき事項、収集すべき証拠等について事前に検討させる。

##### ② 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談、事情聴取、接見等で聴取した内容を整理させ、法的分析、立証上の問題点等について、最初に修習生に意見を述べさせ、指導担当弁護士と意見交換を行う。

##### ③ 裁判所提出書類の起案

主張書面、陳述書、弁論要旨等の法律文書を起案させ、意見交換をする。

##### ④ 尋問事項書の起案と証拠取調べの傍聴

##### ⑤ 訴訟外法律文書の起案

請求書、回答書、示談書、契約書等の訴訟外法律文書を起案させ、意見交換をする。

##### ⑥ 刑事事件

最低1件(可能であれば起訴前、起訴後とも各1件)体験させるよう努める。

##### ⑦ その他

民事保全・執行、倒産、家事、少年事件なども、可能な限り体験させるよう努める。

##### 2) 弁護士会のサポート

指導担当弁護士だけでガイドラインを実施することは困難を伴う場合もありますので、司法修習委員会におかれましては極力サポートに努めてください。既に、多数の会で、国選弁護や当番弁護の指導担当弁護士への優先配転等の工

夫を行っていただいていると思われませんが、それ以外にも、例えば、以下のよう  
なサポートが考えられます。

・複数指導者制度

弁護実務修習期間を2分し、それぞれ異なる指導担当弁護士を選任する。

・協力弁護士、里親弁護士制度

例えば刑事事件等で、指導担当弁護士に手持事件がない場合、指導担当弁護  
士以外の弁護士の下で、当該事件を修習することができるようにしておく。

・メーリングリストの活用

指導担当弁護士間又は修習生間でメーリングリストを作り、例えば、刑事事  
件等で、担当修習生以外の修習生を修習させることが可能な場合には、その旨  
連絡してもらい、手持事件のない指導担当弁護士から事件のある別の指導担当  
弁護士の下で修習できるようにする。

・中間ヒアリング、中間報告会

クールの間、電話・書面による聴取、座談会等の適宜の方法によって、  
指導担当弁護士あるいは修習生に修習状況をヒアリングし、司法修習委員会が  
不足している修習を把握し、修習させられる弁護士を探す等して可能な限り手  
当する。

以上は一例ですので、各会の実情に鑑み、引き続き、様々な工夫を重ねて頂け  
ますようお願い致します。

3) 弁護実務修習ガイドライン以外

① 事務職員業務

事務職員が行う事務的な手続も指導してください。例えば、戸籍謄本、住民  
票、固定資産評価証明書、登記事項証明書を取り寄せる、供託をする、内容証  
明郵便を発信するなど、1回で結構ですので経験させてください。（司法研修  
所の民事弁護教官室で「収集方法等に習熟する必要がある文書のリスト」を導  
入修習中に配布しているので、指導担当弁護士においてもご参照下さい。）

② 弁護士会活動

修習生が、常議員会や委員会を見学し傍聴するのは有意義であると考えます  
ので、弁護士会と協議して、なるべく見学の機会を与えてください。

ただし、夜間又は休日に参加を強制するのは控えてください。

③ 弁護士倫理

弁護士職務基本規程等を基本とする弁護士倫理をいつも念頭に置き、節目節  
目で弁護士倫理を指導してください。

④ 弁護士報酬の決め方



合否のみを判定します。修習生が選択した課目が履修されていれば合格としてください。特に良好な成績を修めた者や、反対に履修が不十分な者や履修態度に問題がある者など、特記すべく事項があれば、所定の報告書にその旨付記してください。

なお、選択型実務修習については、平成22年10月1日付け司法研修所事務局長書簡、平成22年9月27日司法修習委員会委員長談話「選択型実務修習の現状と課題について」、平成23年1月19日付け司法研修所長書簡（自発的な取り組みを促す具体的な方策等の検討）、同日付け司法研修所長書簡（個別修習プログラムの実施状況等報告）を参照してください（資料第7、5ないし8）。

### 3) 欠席と成績との関係

弁護修習における欠席期間の日数が修習を要する日の2分の1を超えたときは、原則として「不可」と取り扱ってください（規律第5、11）。

## 5. 修習生の個人データの管理について

司法研修所から送付を受けている身上報告書及び各配属庁会において独自に修習生から提出させた書面に記載された修習生の個人情報、各配属庁会の司法修習における修習生の指導、監督及び司法修習に関する各種事務手続に使用する目的で提出させているものですから、それらの書面に記載された個人情報の管理、使用に当たっては、上記の目的および個人情報の趣旨を踏まえた上で、慎重に取り扱う必要がありますので、御留意ください（平成18年6月20日付日弁連事務総長による照会・同年7月14日付司法研修所長回答及び同年7月18日付司法研修所長通知並びに同年7月28日付弁護士会会長あて日弁連事務総長文書（資料第11））。

また、司法研修所から実務修習の委託を受けた各会が、修習生の個人データを司法研修所等に対して提供をする場合、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）23条1項の修習生本人の同意の要否については、下記に従い、判断をしてください（前掲照会・回答及び通知）。

- 1) 弁護士会が司法研修所に対して、修習生の個人データを提供することについては、法23条1項1号の「法令に基づく場合」に当たると解されるので、修習生本人の同意は不要である。
- 2) 司法修習委員会委員及び個別指導担当弁護士に対して、修習生の個人データを提供することについては、これらの弁護士がいずれも司法修習の事務に関する限りでは、法21条の「従業者」に当たると解されるので、修習生本人の同

意は不要である。

- 3) 選択型実務修習において、裁判所、検察庁及び弁護士会以外の修習先に対して、修習生の個人データを提供することについては、応募の際に、修習生の同意を得るものとする。